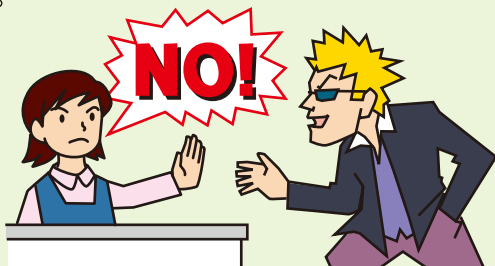


Q6 市はどのようにして暴力団であることを把握し、市の事務事業から排除するのですか？

例えば、市の入札参加資格登録の申請者について、暴力団等との関係を県警に確認し、該当する場合には、入札に参加させない等の措置を講じます。



補助金交付や入札などにおいて、暴力団等と関係を有していないこと等についての誓約書の提出や、県警への個人情報の提供についての同意をお願いします場合があります。ご協力お願いいたします。

Q7 市の施設を暴力団の利益となる行事等に使わせないとどのようなことですか？

市の施設は、民間施設と比較して低料金で、利便性が高く収容人員が多いものもあり、暴力団が資金獲得のためにコンサートなどの興行や冠婚葬祭等のいわゆる「義理かけ行事」に利用する可能性があります。施設をこうした暴力団の活動の場にさせないことで、暴力団の利益になることを防ぐのです。



条例の主な内容

基本理念

暴力団排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者の連携協力の下に推進されなければならない。

責務

(1) 市の責務

- 基本理念にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、県及び県暴力団追放推進センター等との緊密な連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を総合的に推進します。
- 県が実施する暴力団排除に関する施策に協力します。
- 暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供します。
- 暴力団排除に関する施策を効果的に推進するため、必要に応じて他の地方公共団体との協力を図ります。

(2) 市民及び事業者の責務

- 基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な行為があったときは市又は県暴力団追放推進センター等に相談する等により、暴力団排除に努めるものとします。
- 市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとします。

暴力団排除に関する基本的施策

- 暴力団の利益とならないよう、入札や契約など市の事務事業から暴力団を排除します。
- 市の施設を暴力団の利益となる行事等に使わせません。
- 市民及び事業者に対し、暴力団排除に関する情報の提供や県警に対する保護の要請など必要な支援を行います。
- 暴力団排除に関する広報・啓発を行います。

条例に関するお問い合わせ

仙台市役所 市民生活課
TEL 022-214-6148 FAX 022-214-1091

暴力団に関する相談窓口

宮城県警察本部 暴力団対策課
TEL 022-222-8930

公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター
TEL 0120-81-8930(相談専用)
TEL 022-215-5050

仙台市 暴力団排除条例

平成25年7月1日施行

暴力団のない
安全で平穏な
仙台市の実現を目指して



条例の基本理念

暴力団を恐れない
暴力団に対して資金を提供しない
暴力団を利用しない

このリーフレットは条例をよく理解していただくためのものです。
皆さんと一緒に力を結集し、私たちのまち仙台から暴力団排除を実現しましょう。